（６）その他（ルール）の指導に生かす

平成 12 年 12 月に総務庁青少年対策本部が実施した「低年齢少年の価値観等に関する調査」では,「小学生・中学生の規範意識」について次のように述べている。

> 小学生・中学生の９割以上が,「万引をする」「クラスの子をいじめる」「学校の品物や施設をわざとこわす」ことについて,「してはいけないと思う」と回答している。「先生にさからったり，口答えする」「授業中，いねむりする」「友達にうそをつく」「順番待ちの列に割り込む」などについては７割が「してはいけないと思う」と回答しているが,「親にさからったり，口答えする」ことは５割となり，許容的な傾向が見られる。全体的に小学生よりも中学生に許容する傾向が見られる。

また，本県が実施した「義務教育に関する県民意識調査（平成１４年７・８月実施）では,「豊かな心を育てるため学校が力を入れるべき点は何だと考えるか」という設問に対して,「社会のルールやマナーを身につけさせる指導の充実」という回答が最も多かった。

これまで, 校則などのきまりを破った児童生徒に対しては, 個別指導を行うとともに, 学級活動における全体指導や, 家庭と連携をとった指導を行っている。また, 学校のきまりを守ることについては, 児童・生徒会で話し合って，全校児童生徒への呼びかけを行うなど，児童生徒が主体的に取り組むような指導も行われている。こうした指導は今後とも継続していくことで, 規範意識を高めていくことが必要である。

さらに, 未然防止の観点から, 道徳の時間において規範意識を高める取組みを進め，きまりを定める意味や，きまりを守ることの意義等を考えさせたい。そのことを通して，自分たちの生活や権利を守り，高めていくためにきまりがあり，それを守ることでみんなが安心して暮らすことができるということを理解させたい。

指導に当たっては，次のことを大切にしたい。

- ルールの必要性，ルールを守ることの大切さを考えさせる。
- ルールを破ることに対しては，批判的に捉えさせる。
- ルールをよりよいものへ改善しようとする視点を持たせる。

その際，各人のおかれた立場をしっかり捉え，思いやりをもって判断させたい。

平成 14 年度からすべての児童生徒一人一人に手渡された「心のノート」には,「法やきまりを大切に」（小学校５・６年),「法やきまりを守る気持ちのよい社会を」（中学校）というキーワードのもとに，法やきまり・マナーについて考え，ふりかえるページが紹介されている。また, 文部省（当時）が平成９年に作成した「道徳教育推進指導資料（指導の手引）６」（小学校版・中学校版）は,「社会のルールを大切にする心を育てる」というテーマで読み物資料とその活用例が示されている。これらを有効に活用することで，指導効果を一層高めてほしい。

「心のノート　小学校５・６年」Ｐ．７８～７９

「心のノート　中学校」Ｐ．８８～８９